



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

西野 卓嗣

1. はじめに

私は、今年度のパテント誌の5月号の「今月のことば」にも書きましたように、弁理士登録は相当古いのですが、ずーっと企業にいた関係もあり会派活動には殆ど携わることがなく、また会務活動も昨年度執行理事を経験した程度でした。そのような状態でしたので、無知であるがゆえに多くの担当を抱えてしまい副会長の重責に押しつぶされそうになりつつも、他の会員や事務局の皆様優しく支えられ、半年間（実質的には4カ月ですが）を何とか過ごさせて頂いたことに先ず感謝申し上げます

2. 会務報告

私の担当は、研修所、継続研修履修状況管理委員会、巡回特許庁対応WG（ワーキンググループ）、福島プロジェクトWG、絆特命WG、金融機関チームWG、地域会長会議、関係団体連携促進WG、ADR推進機構、防災会議（副）、関西会そして九州会と数多くなってしまいましたが、他の副会長さんにも副担当として大変助けられています。

そこで、ここでは他の副会長さんが既に報告されている内容（特に絆関連）については割愛し、主として他で報告されていない活動について報告します。

① 研修所

研修は弁理士の資格と深くかかわっており、ちょっとオーバーな言い方ですが私は研修なしに弁理士は存在しないとまで考えています。

研修は研修所だけではなく、各地域会や附属機関、委員会でも盛んに実施されていますが、ここでは研修所について報告します。

皆様ご存知だと思いますが、研修所では実務修習、継続研修、能力担保研修、倫理研修および法改正などに関連する必須研修など、主に法定研修を企画運営し

ています。なお、ここでの各継続研修自体は法定ではありませんが、業務研修として5年間に60単位を取得することを義務付けられているという点で法定研修と言えます。

このような研修は昨年まで確実に実行されてきました。しかしこのコロナ禍の影響で今年に入ってから集合研修は実施できず、大変なことが起きています。

先ず、昨年度末（今年3月）までに倫理研修の集合研修を受けることが義務付けられていた約350名の会員が受講できず、今年度にずれこみました。そうしますと今年度に受講しなければならない約2300名の会員との合計2650名を今年度の後半に実施しなければならず、研修所では対策に頭を痛めています（本誌が発行される10月には何等かの打開策が実施されていることを祈っています）。

また、実務修習については弁理士試験の最終合格の発表が来年3月になるようですので、今年度は実施できません。

更に、継続研修につきましては、新型コロナウイルス対策を十分にとって研修ができるように集合研修のやり方を検討していますが、会員の皆様におかれましてはなるべくe-ラーニングによる単位取得をお願いしています。

② 継続研修履修状況管理委員会

この委員会では、会員の皆様の継続研修の履修状況の調査および管理を行い、未履修者に対する受講勧告を行っています。

上記の「研修所」にも記載しましたように継続研修の履修は弁理士法に定められており、所定の履修を終了しなかった場合には、弁理士としての業務ができなくなりますのでご注意ください。なお、病気等で履修が困難になる場合にはなるべく早く当委員会にご相談ください。救済措置の対象となる場合があります。

③ 福島プロジェクト WG

昨年度始動したプロジェクトで、セミナー支援グループとマッチング支援グループに分かれて活動していますが、これもコロナ禍のせいで6月までは休眠状態でした。7月以降は活動を再開しています。

特に、マッチング支援活動については、福島県のある中小企業が特定の技術的課題を抱えていた場合、その課題をマッチング支援グループのメンバーが分析して特許公報の中からその解決策を持っていそうな企業をピックアップし、両企業間のマッチングを推奨するというものです。これも具体的な案件が進んでいます。

なお、この福島プロジェクトは一応本年度で終了しますが、この活動自体は次年度以降も継続させるために、他の付属機関に引き継いでもらうべく検討中です。

④ 巡回特許庁対応 WG

今年度も特許庁が昨年度と同様に9都市で巡回特許庁を開催し、第1回が大阪で9月8日に開催されました。

日本弁理士会ではこの巡回特許庁での初心者向けのセミナーについて積極的に協力するため、講師や受講者の手配等を各地域会の会員の皆様にいろいろとお願いしています。

地方の知財活動の活性化の一助になればと考えています。

⑤ 地域会

2010年から支部サミット（現在の地域会サミット）が各支部で毎年順番に開催されてきており、今年は昨年に引き続き弁理士会館で開催される予定になっています。開催方法としては一応集合して行うことが予定されていますが、状況によってはオンライン開催になるかもしれません。

しかしいずれの開催方法であっても、地域会間の会員同士や本会役員と地域会の会員との風通しがよくなることが求められています。

なお、今年は関西会が音頭を取って、関西会と中国会、四国会、九州会との連携を図る会合がもたれました。

⑥ ADR（裁判外の紛争解決手段）推進機構

個人的な話になりますが、私は長期間大企業に在席し、その間、税関差し止めを含む多数の知財訴訟に関わりました（本誌のコラム「ティーブレイク」に1件

挙げております。）が、ADRとは無縁でした。しかしながら企業を辞めた後、大阪地裁と大阪簡裁で調停委員として知財にかかわる何件かの調停を行い、また知的財産仲裁センターで判定人となることによって、ADRの利点を体得することができました。そこでこのADRを担当させてもらうことにしました。

ADR推進機構の職務権限は主に、日本知的財産仲裁センターのバックアップ、ADR法制に関する調査研究の他に、最近では日本知的財産仲裁センターの普及・利用促進などを担当する組織です。

なお、日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR機関です。

ADR推進機構では「センター判定」「センター必須判定」「事業適合性判定」などが行われ、現在は標準技術に関する「センター必須判定」が主流となっていますが、私は純粹の当事者系の調停を増やせないかと願っています。

⑦ 防災会議（副担当）

近年は、毎年のように自然災害が発生し日本各地で大変な状況になっていると認識しています。この会議は元々震災に対処するものとして設置されたと聞いています。

ここでもまた個人的な話になりますが、私は25年前の阪神淡路大震災に神戸で被災しました。当時は医療用機械の製造会社に勤務しており、社員達は自分のことをほったらかしにしたまま各被災地への医療用機械の配布に奔走したことを今でも忘れることができません。

しかしながら、最近では地震以外にも、台風や豪雨などによる土砂崩れや河川の氾濫など多種類の災害がしかも広域に発生しています。防災会議ではそのような場合に当該地域の会員の安否確認や、災害地域に対する災害支援金の募金の音頭を取っています。最近では熊本や鹿児島から長野や東北に至る大規模な水害に対応して会員の安否確認をしたところ、特に被災された会員はおられなかったようで安堵しました。ただ、当該地域の会員のクライアントの中には被災された方もおられたようです。

そこで、今回も防災会議が音頭を取って日本弁理士会の会員の皆様に募金をお願いしました。

⑧ 関西会

今年度は近畿支部から関西会へと名称が変更されて2年目ということで、弁理士会以外の人たちにも「弁理士会関西会」という名が通って来ていることを実感しています。

関西会は皆様ご存知のように関東会に次いで大規模な地域会で、会長と10名の副会長による正副会長会議が毎月2回開催され、更に14名の幹事を加えて2カ月に3回程度役員会が開催されています。更に多くの委員会が構成され本会の附属機関や委員会に匹敵する活動がなされています。

また、今年度は上記「地域会」にも記載しましたが、関西会が音頭を取って、関西を含む西日本の各地域会とINPIT-KANSAIとの一層の連携、協力事業の具体的進展に取り組んでいます。

⑨ 九州会

九州会の会長さんが沖縄という本土から地理的に離れたところに居られるにも関わらず、活発な活動を推進しています。特に国の出先機関、地方自治体とのコ

ラボや、独自の会員研修、中小企業等への支援等があげられます。

また熊本や鹿児島での豪雨災害の際にも迅速に会員相互の連絡を取り合い、全員の安全が確認されています。

ただ、今年度はコロナ禍のせいで私自身が九州を訪問することができず、今までに九州会の皆様の警咳に接することができなかった（特にコロナ禍の下では）ことを残念に思っていますが、今年度中に何とか九州を訪問できれば、と願っています。

3. おわりに

今年度はコロナ禍の発生とともに始まり、夏になってもその勢いは衰えることを知らず、世界は大変な様相を呈してきています。しかし、人間の英知はそう簡単に新型コロナウイルスに負けるとは思いません。我々も弁理士なりに何か打つ手はないか、皆様と共に考えていきたいと思えます。

以上